

令和5年度 特別教育・技能講習等実施計画表

(一社)香川労働基準協会三豊支部

TEL 0875-56-0866

*一定の人数(約15名程度)が集まれば、出張講習も可能です。

※受講料、テキスト代は消費税を含みます。

講座名等	受講料	テキスト代	実施日	実施場所
新入者安全衛生教育	会員 5,240円	968円	4月12日(水)	三豊市市民交流センター
	非会員 8,380円			
職長・安全衛生責任者教育 / 職長等教育 (2日間コース)	会員 10,480円	1,650円	6月20日(火)・21日(水)	三豊市市民交流センター
	職長のみ 9,430円			
	非会員 15,190円	880円	9月19日(火)・20日(水)	三豊市市民交流センター
	職長のみ 13,620円			
職長等再教育・安全衛生責任者教育 (1日コース)	会員 6,290円	1,760円	6月19日(月)	香川労働基準会館 (受付:高松支部)
	非会員 9,430円			
職長等能力向上教育 (職長等再教育) (1日コース)	会員 6,290円	990円	10月10日(火)	香川労働基準会館 (受付:高松支部)
	非会員 9,430円			
職長・安全衛生責任者能力向上教育 (1日コース)	会員 6,290円	990円	12月18日(月)	香川労働基準会館 (受付:高松支部)
	非会員 9,430円			
足場の組立て等特別教育	会員 6,290円	815円	4月24日(月)	香川労働基準会館 (受付:高松支部)
	非会員 9,430円			
フルハーネス型墜落制止用器具特別教育	会員 7,330円	990円	三豊で開催 10月27日(金)	三豊市市民交流センター
	非会員 11,520円		4/27(木)、5/29(月) 7/18(火)、10/2(月) 11/24(金)、1/25(木) 3/15(金)	
低圧電気取扱特別教育 <学科のみ>	会員 6,810円	770円	5/17(水)、8/21(月) 11/20(月)、2/26(月)	香川労働基準会館 (受付:高松支部)
	非会員 9,950円			
高圧・特別高圧電気取扱特別教育 (2日間コース) <学科のみ>	会員 9,430円	1,430円	6月5日(月)・6日(火) 12月25日(月)・26日(火)	香川労働基準会館 (受付:高松支部)
	非会員 13,620円			
電気工事作業指揮者安全教育	会員 6,290円	1,210円	7月28日(金) 1月10日(水)	香川労働基準会館 (受付:高松支部)
	非会員 9,430円			
酸素欠乏危険作業特別教育	会員 6,290円	1,430円	5月15日(月)	香川労働基準会館 (受付:高松支部)
	非会員 9,430円			
自由研削といし特別教育	会員 6,290円	1,320円	三豊で開催 7月28日(金)	三豊市市民交流センター
	非会員 9,430円		5/19(金)、8/28(月) 12/1(金)、3/8(金)	
KYT (危険予知訓練)	会員 6,810円	1,000円	7月7日(金)	三豊市市民交流センター
	非会員 9,950円			
交通危険予知訓練	会員 7,330円	660円	10月5日(水)	香川労働基準会館 (受付:高松支部)
	非会員 11,520円			
粉じん作業特別教育	会員 5,240円	880円	8月7日(月)	香川労働基準会館 (受付:高松支部)
	非会員 8,380円			
動力プレス金型取付等特別教育<学科のみ>	会員 6,810円	1,100円	11月30日(木)	香川労働基準会館 (受付:高松支部)
	非会員 9,950円			
巻上げ機 (ウインチ) 運転特別教育	会員 10,060円	1,170円	11月13日(月)・14日(火)	香川労働基準会館 (受付:高松支部)
	非会員 15,090円			
クレーン運転特別教育 (2日間)	9,470円	1,705円	9月8・9日	学科: 観音寺市民会館 実技: 総合開発
玉掛技能講習 (3日間)	一般受講者 24,140円	1,650円	7月26,27,29日 9月21~23日 2月8~10日	学科: 観音寺市民会館 実技: 総合開発
床上操作式クレーン運転技能講習 (3日間)	31,470円	1,705円	8月24~26日	学科: 観音寺市民会館 実技: 総合開発
小型移動式クレーン運転技能講習 (3日間)	34,530円	1,705円	10月10~13日	学科: 丸亀市民交流活動センター マルタス 実技: 日本クレーン協会(高松)

※上記については、変更になる場合もありますのでご了承ください。

は三豊支部にて受付。

(令和4年11月21日)

*事業者は、危険又は有害な業務で、法令で定めるものに労働者をつかせるときは、その業務に関する安全又は衛生のための特別教育を行わなければなりません(労働安全衛生法第59条第3項)。また、職長その他の作業中の労働者を直接指導・監督する者に対し所定の教育を実施することが義務付けられています(労働安全衛生法第60条)。

講座名等	実施日	受講対象者
新入者安全衛生教育	4月12日(水)	学校を卒業して新たに社会人となった人、又は転職して新たに入社した人が受ける安全衛生教育
職長・安全衛生責任者教育 / 職長等教育 (2日間コース)	6月20日(火)・21日(水) 9月19日(火)・20日(水)	職長等教育は製造業、建設業等で新たに職務に就く職長、又は作業を直接指揮・監督する立場の人が受ける安全衛生教育 また、下請け等が混在して作業する現場の安全衛生責任者に対する教育も同時に修了できるカリキュラムとなっています
職長等再教育・安全衛生責任者教育 (1日コース)	6月19日(月)	職長等教育の修了者で概ね5年を経過した人又は、機械設備等に大幅な変更時に受ける再教育及び安全衛生責任者教育を修了していない人が受ける安全衛生教育 (※要:職長等教育修了証の写し)
職長等能力向上教育 (職長等再教育)(1日コース)	10月10日(火)	職長等教育の修了者で概ね5年を経過した人又は、機械設備等に大幅な変更時に受ける再教育 (※要:職長等教育修了証の写し)
職長・安全衛生責任者能力向上教育 (1日コース)	12月18日(月)	職長及び安全衛生責任者教育修了者で概ね5年経過した人又は機械設備等に大幅な変更のあったとき受ける再教育 (※要:職長及び安全衛生責任者教育修了証の写し)
足場の組立て等特別教育	4月24日(月)	足場の組立て、解体、変更の作業に従事する人が修了しなければならない特別教育
三豊地区でも開催します フルハーネス型墜落制止用器具特別教育	三豊で開催 10月27日(金) 4/27(木)、5/29(月) 7/18(火)、10/2(月) 11/24(金)、1/25(木) 3/15(金)	高さ2m以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のもを用いて行う作業に係る業務に従事する人が修了しなければならない特別教育
低圧電気取扱特別教育	5/17(水)、8/21(月) 11/20(月)、2/26(月)	低圧電気(直流750V以下、交流600V以下)の充電回路又は充電回路の支持物の敷設、点検、修理もしくは操作等の業務に従事する人が修了しなければならない特別教育<学科のみ>
高圧・特別高圧電気取扱特別教育 (2日間コース)	6月5日(月)・6日(火) 12月25日(月)・26日(火)	高圧(直流750V超、交流600V超)もしくは特別高圧(7000V超)の充電回路又は該当充電回路の支持物の敷設、点検、修理又は操作等高圧機器取扱いの業務に従事する人が修了しなければならない特別教育<学科のみ>
電気工事作業指揮者安全教育	7月28日(金) 1月10日(水)	電気工事作業指揮者に選任された人、又は新たに選任される予定の人が受ける特別教育
酸素欠乏危険作業特別教育	5月15日(月)	マンホール、各種タンク、ホッパー、サイロ、暗渠の内部等の酸素欠乏等危険場所における作業に従事する人が修了しなければならない特別教育
三豊地区でも開催します 自由研削といし特別教育	三豊で開催 7月28日(金) 5/19(金)、8/28(月) 12/1(金)、3/8(金)	工場、建設現場等作業場で手持ちのグラインダー等の自由研削といしを使って作業に従事する人が修了しなければならない特別教育
KYT(危険予知訓練)	7月7日(金)	工事や製造などの作業に従事する作業者が、事故や災害を未然に防ぐことを目的にその作業に潜む危険を予想し、指摘しあう訓練
交通危険予知訓練	10月5日(木)	交通事故を未然に防ぐため、事故の原因となりうる危険要因を予測し、的確に回避することを習慣として身に着けるための訓練
粉じん作業特別教育	8月7日(月)	建設現場や工場で岩石、鉱物、金属等の特定粉じん作業を行う人が修了しなければならない特別教育
動力プレス金型取付等特別教育<学科のみ>	11月30日(木)	動力によるプレス機械の金型等の取付け、取外し又は調整の業務に就く人、シャーによる作業に従事している人が修了しなければならない特別教育<学科のみ>
巻上げ(ウインチ)運転特別教育	11月13日(月)・14日(火)	車載専用キャリアカーの車両の積み下ろし、工事や建設現場で資材等の上げ下ろしなど巻上げ機(ウインチ)の操作を行う人が修了しなければならない特別教育 (※1日目は学科6時間、2日目は実技4時間の2日間コースとなります。)
クレーン運転特別教育 (2日間)	9月8・9日	つり上げ荷重5トン未満のクレーンの運転業務に従事する人が修了しなければならない特別教育
玉掛技能講習 (3日間)	7月26,27,29日 9月21~23日 2月8~10日	つり上げ荷重1トン以上のクレーン、移動式クレーンもしくはデリック、揚貨装置による玉掛作業に従事する人が修了しなければならない技能講習
床上操作式クレーン運転技能講習 (3日間)	8月24~26日	つり上げ荷重5トン以上の床上操作式クレーンの運転に従事する人が修了しなければならない技能講習
小型移動式クレーン運転技能講習 (3日間)	10月10~13日	つり上げ荷重が1トン以上5トン未満の移動式クレーンの運転の業務に従事する人が修了しなければならない技能講習

*一定の人数(約15名程度)が集まれば、出張講習も可能です。ご相談ください。(TEL 0875-56-0866) ※講習によります。